

令和六年三月二十五日

聖籠町農業委員会第二十五期

第二十五回総会議事録



聖籠町農業委員会第25期第25回総会議事録

聖籠町農業委員会第25期第25回総会は、令和6年3月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

1 番 八幡 裕（会長）	2 番 宮下 吉勝（会長職務代理）
3 番 神田 勝（農地部長）	4 番 新保 勇（農政部長）
6 番 齋藤 直樹	7 番 齋藤 睦子
8 番 栗原 一成	9 番 本間 政春
10 番 新保 要一	11 番 新保 昭治
12 番 宮野 公之	13 番 岩淵 せん

2 欠席委員 5 番 堀 常正

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 次長 佐藤 和美 主任 宮下 聡司

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による申出審査（所有権移転）について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による申出審査（利用権設定）について

日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画による申出審査（中間一括）について

日程第8 議案第6号 聖籠町農業委員会事業方針並びに事業計画（案）の承認について

日程第9 議案第7号 最適化活動の目標の設定（案）の承認について

日程第10 報告事項 農業委員会事務専決報告等について

報告第1号 農用地利用集積計画（公社貸付）について（中間）

報告第2号 農用地利用集積計画（公社貸付）について（移転）

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）について

5 会議の概要

議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第25期第25回総会を開会します。
（開 会 午後2時00分）

議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、13番委員、2番委員を指名いたします。
なお、説明者には次長、書記には主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定について、令和6年3月25日、本日1日限り
としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、
上程いたします。事務局説明願います。

次長 はい。それでは1頁をご覧ください。

(議案朗読)

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議長 この案件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第1号に関しましては、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 はい。それでは2頁をご覧ください。

(議案朗読)

この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当し、第3種農地(市街地の農地)と判断されます。

議長 この案件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第2号に関しましては、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第2号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 はい。それでは3頁をご覧ください。

(議案朗読)

これらの案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 この案件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第3号に関しましては、全員異議なく承認相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第3号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 はい。それでは4頁をご覧ください。

（議案朗読）

議長 これらの案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 この案件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第4号に関しましては、全員異議なく承認相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきましては会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。4番委員退席願います。

議長 番号191番について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

（ありませんの声あり）

議長 番号191番について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

（4番委員 入場、着席）

議長 これで議事参与に関する案件が終了しました。他の案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

議長 議案第4号、について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第7、議案第5号 農用地利用集積計画による(中間一括)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 はい。それでは6頁をご覧ください。

(議案朗読)

議長 これらの案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 この案件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 議案第4号について、使用貸借権について質問がありました。事務局から1件については自作の使用貸借であるが、その他は申請者からの申出であるとの説明がありました。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第5号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第8、議案第6号 聖籠町農業委員会事業方針並びに事業計画(案)の承認について上程いたします。事務局説明願います。

次長 はい。それでは15頁をご覧ください。

(議案朗読)

議長 この案件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第6号に関しましては、全員異議なく承認相当でよろしいとの事でした。以上です。

10番委員 事業計画の農政対策にある賃借料並びに農作業料金に関する情報提供について、今までどのようなことをしてきたか、また、どのようなことを考えているか。

局長 賃借料については、1年間の議案にありました賃料の平均値を農業委員会だよりで公表する予定です。農作業料金については例年1月に受託者協議会の方に賃借料の検討をお願いしており、その回答をもちまして情報提供として農家組合長会議で農家の方に全戸配布しております。

10番委員 情報提供について農業委員会も(案)を提案するべきでないか。委員会で検討部会を作り情報提供した方がよいのではないか。

2番委員 今後、農業委員会でも検討し、情報提供していきましょう。

議長 議案第6号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第9、議案第7号 最適化活動の目標の設定(案)の承認について上程いたします。事務局説明願います。

次長 はい。それでは18頁をご覧ください。

(議案朗読)

議長 この案件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第7号に関しましては、全員異議なく承認相当でよろしいとの事でした。以上です。

農政部長 はい。議案第7号に関して、最適化活動の数値目標が月10日を不足する場合はどうすればよいかと質問があったが、農地パトロールや保全活動も活動のひとつであると事務局より説明があった。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第7号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時48分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 6 年 4 月 25 日

聖籠町農業委員会

議

長

八幡裕



聖籠町農業委員会

署名委員

山下 吾郎



署名委員

岩瀬 せん



